

## 理 由

1 本件措置請求は、徴収義務を怠ること等により平成17年度決算で保育料の収入未済及び不納欠損が生じているとして、保育料の性質、滞納者状況、徴収事務の取扱い処理状況の監査を求めるとともに、滞納者に対し早期に法的措置を含め保全と徴収を図ること及び市長ほか関係職員に対し不納欠損額相当額の損失を連帶して補てんすることについての勧告を求めている。

なお、請求書に添付された事実を証する書面は、平成17年度保育料未納状況について健康福祉局所管課が提供した資料及び市職員の保育料滞納に関する新聞報道記事（3月20日付け毎日新聞）である。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

そのため、住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のものでは足りず、違法、不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものとされており、かつ、財務会計上の行為等について、違法又は不当とする理由が、これらを証する書面を添えた上で具体的に主張されていなければならない。

本件措置請求は、財務会計上の怠る事実に関する措置請求と解されるが、本件措置請求人は、平成17年度決算で48,139,750円の保育料の不納欠損額が市長ほか関係職員の長期放置など徴収管理義務を怠った事実により発生した旨の主張をしているのみで、どのような違法又は不当に怠る事実があるのか、請求書及び事実を証する書面において個別具体的に摘示していない。

時効により消滅した債権について不納欠損処分を行うことは法が予定して

いるところであり、平成17年度決算で保育料の不納欠損額が生じたことは事実としても、そのこと自体が直ちに違法又は不当となるものではない。

本市は、保育料の未納者に対して、督促によって任意の支払いを求めており、収納対策を強化することにより収入率は年々上昇し、平成17年度は91.7%（川崎市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書10ページ参照）で、他の政令指定都市と比較して特段低くはない。

したがって、未納者に対し何ら督促を行っていないとか、悪質な滞納であることが明らかであるにもかかわらず漫然と放置している等の事情が個別具体的に主張されていない本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法である（平成2年6月5日最高裁判所判決参照）。

3 その他、次の点においても、本件措置請求は、法第242条の要件を欠いている。

法第242条第2項の規定により、住民監査請求は財務会計上の行為が終わった日から1年を経過したときはできないとされているところ、不納欠損額相当の損失補てんに係る措置請求に限れば、怠る事実の終了した日（消滅時効が完成した日）から1年を経過している。

また、本件措置請求人は、「保育料の未徴収額は、……民間でいう不良債権に等しいものです。」と主張しているが、収入未済額は当該年度の歳入として調定されたが何らかの理由により当該年度の出納閉鎖期日までに納入されなかつたものを歳入決算において示すものであり、その額が直ちに市の損害となるわけではない。

さらに、本件措置請求では、保育料の性質、滞納者状況等の監査を求めているが、法は、一定の期間にわたる財務会計上の行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、包括的・探索的な監査を監査委員に求める権能まで認めたものではないと解されている。

4 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。

なお、平成19年4月から長期滞納者に対する市長面談が実施されるところであるが、監査委員としても、保育料の滞納は、保護者の所得に応じて保育料が定められている制度の趣旨や負担の公平性の観点から課題があると認識しており、子どもの福祉の確保と今後の収納対策の推移について、留意していくことを付記する。